

後期高齢者医療制度のお知らせ(第3号)

①受けていますか?「後期高齢者健康診査」

健康診査は、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的としています。
ご自分の健康状態を確認し、元気で長生きするためにも、年に一度は健康診査を受診しましょう。
広域連合では、各市町村に委託して健康診査事業を実施しています。

●健康診査では、次の事項について検査します。

項目	内容
問診	服薬、喫煙歴等のほか自覚症状など
身体測定	身長、体重を測定
血圧	血圧を測定
脂質	血中の脂質やコレステロールを測定
肝機能	血液検査により肝臓の機能を測定
糖代謝	血糖値、尿糖を測定
腎機能	尿中のたんぱく質を測定

年に一度の健診で
健康チェックを!



※なお、入院中の方、糖尿病・高脂血症などの生活習慣病で、すでに医師の指導を受けている方は受診の必要はありません。

●健康診査の自己負担額・実施方法・会場・日程など詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

②保険料の納め忘れはありませんか?

被保険者の皆様からいただく保険料は、医療給付のための大切な財源です。
納付書により納付(普通徴収)されている方は、お手元にある納付書をご確認ください。
これまでの保険料で納め忘れがありましたら、早急に納付されるようお願いいたします。
なお、口座振替をご利用いただければ納め忘れもなく安心です。

詳しい内容については、お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025 (代表)

③新しい保険料率が決まりました。

●均等割額を据え置いたことで、
全体の約7割の方の保険料は変わりません。

	新保険料率
均等割額	40,000円 ^[前年度と比較して] 据え置き
所得割率	7.60% ^[前年度と比較して] +0.15%

- 新しい保険料率で計算した平成22年度保険料は、
今年の8月以降に各市町村からお知らせいたします。
- 檜枝岐村、只見町、昭和村、矢祭町の4町村にお住まいの方は、
不均一賦課により、上記の保険料率とは異なります。
- 所得の低い方に対する「保険料の軽減」は平成22年度も継続されます。

新たな制度の検討が進められています。

国においては、後期高齢者医療制度を平成25年3月末で廃止し、
平成25年4月から新しい制度に移行するとしています。
現在、高齢者の代表、地方自治体や医療保険者等の代表、
学識経験者からなる「高齢者医療制度改革会議」において、
具体的な検討が進められています。

